

Ⅰ 沿 革

明治13年4月警察部衛生課が秋田病院（秋田市土手長町）内に設置され、初代課長に三等属北岡由太郎が就任し、全14年6月秋田県庁に移転したが、全21年4月これが廃止された。

全31年7月再び衛生課が本庁内に設置され、全35年課長井上通義の任期中、秋田市郊外牛島に初めて「衛生試験所」を設け、公衆の需要に応じ医化学・細菌学的検査を実施するに至つたが、その詳細は不明である。

明治末期（年月不明）衛生課が現在の秋田市土手長町中丁1番地に在る秋田県庁構内の一隅に移転すると共にその中の2室を細菌並びに化学の試験検査に当て、衛生課技術官がそれぞれ兼務して各種の試験検査業務に従事した。

昭和初期から全12年頃までは係員が7名程度で、主として防疫遂行上の細菌及び血清学的諸検査並に寄生虫卵の検査を行い、又化学試験室では飲料水その他の化学的検査を担当した。

昭和12年支那事変の勃発、更には16年の太平洋戦争に際し、多くの職員が相次いで応召し、加うるに資材試薬等の欠乏甚だしくなり、業務の運営は滞り、遂には諸試験並に検査が事実上不可能の状態となつたまま昭和20年8月の終戦を迎へた。

然るに連合軍進駐とともに連合軍総司令部の占領政策によつて衛生行政の科学的運営とこれに伴う合理的な諸施設の整備と人員の配置が強く要望されるに至り、衛生課の所属が警察部から内政部、教育民生部へ、更には民生部へと転じたが、昭和23年1月県庁の機構改革により衛生部が誕生するや、これに所属することとなり現在に至つている。

衛生部の発足に伴い、細菌室の業務は当初公衆衛生課に属していたが、その後衛生部内に予防課の設置と共にこれに属することとなつた。又化学試験室は当初業務課の衛生化学試験係であつたが、それぞれ次第に独立の色彩を帯びることとなつた。

その後次第に業務の範囲も拡大され、又実施件数も増加の一途を辿るに至つたので旧衛生課

の建物全部を使用して培養基製造室、係員控室、薬品倉庫を設けることとなり、係員も細菌室5名、化学試験室3名の会計8名になつた。

昭和23年春には2坪の冷蔵室を、又全年秋にはワツセルマン反応及び食中毒試験実施のため動物室を増築した。

全23年に厚生省から地方庁の衛生関係試験検査機関を統合整備して地方衛生研究所を設置するよう次官通牒が発せられ、総合的な運営と共に衛生行政遂行に必要な科学的諸資料を供給すべく早期実現を要望された。

然しながら諸般の事情から衛生研究所として独立するまでに至らなかつたが、業務の範囲は次第に拡張され、又係員も25年には細菌室9名、化学試験室5名計14名に増員された。

昭和28年1月24日秋田県規則第4号をもつて秋田県衛生研究所として発足したが、衛生部公衆衛生課に属し、初代所長は公衆衛生課長齊藤精一郎が之を兼務することになつた。

昭和29年6月25日秋田県立第三病院副院長児玉栄一郎が初代専任所長として発令され現在に至つている。

児玉所長赴任当時の職員は、細菌検査係8名、化学試験係2名の計10名であつたがその後化学試験係として8月に1名増員となり、又この時までになかつた庶務係が10月に1名、12月に1名計2名の増員を得たので所長他庶務係2名、細菌検査係8名、化学試験係3名計14名となつている。

然しながら現在研究所の定員は、従来のまま技術吏員6名、その他の職員4名計10名となつている。

I 一般業務概要

衛生研究所は昭和23年の厚生次官通牒によつて衛生関係の試験検査機関が統合整備されたものであるが、本県の場合をみると細菌検査室は公衆衛生課或いは予防課の一係として又化学試験室は、薬務課の一係として現在の建物に同居していた関係もあり、統合機関として特記すべき変化はなかつたものであるが、昭和28年1月24日の衛生研究所の設置を規定した秋田県訓令第4号並びに秋田県行政組織規程により地方機関として「衛生研究所は、県民の保健衛生の向上に関する各種の試験検査及び調査研究を行う機関とする」と定められ、衛生関係の総合的調査研究機関として発足したものである。

同規程第12条の規定により、当研究所は公衆衛生課に属しているのであるが、現在のところ解の指定をうけていない関係もあり予算、人事、給与等は衛生部の主管課である医務課においてこれを取扱い、又その他の所謂庶務的事項は公衆衛生課がこれがこれを担当している。一方業務の面では、細菌検査係は公衆衛生課と又化学試験係は薬務課と不可分の関係にあり、常時密接な連絡の下に業務を遂行している。

一方各保健所（現在13ヶ所）の細菌検査係員15名並に化学試験係員8名に対する技術の指導、援助等は当所の各係において、これを担当実施

している。

次に当研究所の一大急務とすべき事項は、庁舎の拡充の問題である。現在の建物は、明治35年に秋田市郊外牛島に建立されたものを移転したもので、既に50有余年を経ている。従つて庁舎の老朽と狭隘は業務の運営を著しく阻害している。

公衆衛生の重要性と県民の健康維持、加えて近時における自然科学及び医学、薬学の画期的な躍進に伴い、各医療機関及び一般の需要に対応すべく現在の規模よりも一段と広い庁舎の構築を念願とするところである。

また新庁舎の実現とともに、本県唯一の調査研究機関としての最低限必要な各種研究施設並に機具、器械等の充実を図り、各関係機関からの強い要望に応えたいところである。因みに当然設置しなければならない病理方面の施設は現在皆無の状態である。

次に研究所の内部機構は、現在、庶務、細菌検査、化学試験の3係であるが、将来病理検査を是非加えたい構想である。しかしこれは行政組織規程によるものでないので、当局において速かに規定化し、明確にするよう望んでいるところである。

III 現職員並びに業務分擔調

（昭和30年3月1日現在）

業務区分	職名	氏名	衛生研究所就任年月日
庶務係 全 細菌検査係長 細菌検査係 全 全 全 全 全 全 化学試験係長 化学試験係 全	所主	児藤 一郎	昭和29年6月25日
	長事	玉山 栄一	昭和29年12月10日
	技師	飯塚 昭二	昭和29年10月9日
	技師	藤沢 宗一	昭和21年11月27日
	技師	佐々木 千代	昭和27年8月12日
	技師	庄司 千代	昭和19年10月1日
	技師	茂木 武雄	昭和23年5月20日
	技師	坂本 昭男	昭和21年10月1日
	技師	高橋 和子	昭和25年7月10日
	技師	森田 与一	昭和27年12月17日
	技師	森田 鉄雄	昭和25年12月8日
	技師	森田 鉄吉	昭和21年2月28日
	技師	小松 清忠	昭和29年8月2日
	技師	林淵 忠美	昭和25年4月1日
	計	14名	

Ⅲ 衛生研究所関係條例 規則及び使用料手数料

秋田県行政組織規程（抜萃）

第2章 事務局

第3節 地方機関

第44款 衛生研究所

（業務）

第123条 衛生研究所は、県民の保健衛生の向上に関する各種の試験検査及び調査研究を行う機関とする。

（名称及び位置）

第124条 衛生研究所の名称及び位置は、左のとおりとする

名 称	位 置
秋田県衛生研究所	秋田市

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例

昭和23年12月25日
秋田県条例第57号

（沿革）昭和29年7月1日条例41号改正

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例をここに公布する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例

第1条 県の衛生関係の施設（病院、診療所を除く。）を利用し診療、検査、処理等を受ける者に対しては別に定めるものの外、この条例によつて使用料並びに手数料を徴収する。

第2条 使用料並びに手数料を徴収するものの種類は知事がこれを定める。

第3条 使用料並びに手数料の額は健康保険法及び船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要スル費用ノ算定方法（昭和18年厚生省告示第66号）に規定する点数以内で、又同方法に定めのない種類のものについては実際に要する費用の範囲内でそれぞれ知事がこれを定める。

（昭和29年条例41・本条1部改正）

第4条 使用料並びに手数料は、診療、検査、処理等の際にこれを徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、健康保険法（大正11年法律第70号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、結核予防法（昭和26年法律第96号）その他の法令の規定により医療保険の給付又は医療について公費の負担を受ける者の使用料及び手数料の徴収については、当該法令の定めるところによるものとする。

（昭和29年条例41・本項追加）

第5条 知事は、経済的事情により、使用料及び手数料の全部又は一部を負担することができないと認められる者に対しては、市町村長の証明によつて使用料又は手数料の全部若しくは一部を免除することができる。但し、性病の診断又は治療を受けようとする者については、市町村長の証明を必要としない。

（昭和29年条例41・本条1部改正）

第6条 この条例に定めるものの外必要な事項は知事がこれを定める。

附 則

1 この条例は公布の日からこれを施行し、昭和23年11月1日から、これを適用する。

2 昭和21年4月秋田県条例第3号（秋田県立保健所使用料条例）は、これを廃止する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則をここは公布する。

昭和29年7月1日

秋田県知事 池田徳治

秋田県規則第49號

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（昭和23年秋田県条例第57号）第6条の規定に基き、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和24年秋田県規則第10号）の全部を改正する。

（使用料等の種類及び額）

第1条

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例（以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定による使用料並びに手数料（以下「使用料」という。）の種類及び額は、左のとおりとする。但し、別に定める集団の代表者が、使用料等の特例適用願書（別記様式第1号）を県の衛生関係施設の長（以下「施設の長」という。）に提出して受ける第1号のイ及びロの検査並びにホのうち寄生虫卵の検査並びにヘのうち赤痢菌、チフス菌及びバラチフス菌の試験検査の使用料等の額は、第1号のイ、ロ、ホ又はヘに掲げるそれぞれの額の2分の1とする。

1. 細菌及び臨床試験検査料

イ、ワツセルマン氏反応検査	1件につき	50円
ロ、梅毒沈降反応検査	1件につき	30円
ハ、ワイルフェリックス氏反応検査	1件につき	40円
ニ、ヴァイダール氏反応検査	1件につき	40円
ホ、細菌学的顕微鏡検査(寄生虫卵を含む)	1件につき	10円
ヘ、細菌学的培養検査	1件につき	100円
ト、結核菌の耐性試験	1件につき	200円
チ、消毒薬品及びその他の殺菌効力試験検査	1件につき	1000円
リ、臨床病理試験	1件につき	20円
ヌ、ツベルクリン皮内反応検査	1件につき	10円
ル、赤血球沈降速度検査	1件につき	20円

2. 理化学試験料

イ、一般衛生試験及び規格試験		
(1) 飲料水	1件につき	300円
(2) 氷雪	1件につき	300円
(3) 鉱泉	1件につき	5000円
(4) 化粧品	1件につき	500円
(5) 一般飲食物	1件につき	500円
(6) 工業用、農業用薬物	1件につき	500円
(7) 薬局方医薬品	1件につき	500円
(8) 一般医薬品類	1件につき	500円
ロ、特殊成分試験		

(1) 飲料水及び氷雪	1件につき	{ 定性試験 50円 定量試験 100円
(2) 鉱泉	1件につき	{ 定性試験 100円 定量試験 300円
(3) ラジウムエマチオン	1件につき	{ 定性試験 250円 定量試験 500円
(4) 工業用水	1件につき	{ 定性試験 100円 定量試験 200円
(5) 器具機械類の衛生試験	1件につき	{ 定性試験 100円 定量試験 200円
(6) 飲食物及び原料品	1件につき	{ 定性試験 150円 定量試験 300円
(7) 飲食物防腐剤及び着色料等	1件につき	{ 定性試験 100円 定量試験 300円
(8) 医薬品類	1件につき	{ 定性試験 150円 定量試験 300円
(9) 工業用農業用薬物	1件につき	{ 定性試験 150円 定量試験 300円

3.4. (省略)

5. 文書料

診断書、検査書、鑑定書及び諸証明書
1通につき 30円

(使用料等の徴収)

第2条 施設の長は、診療、検査及び処置等を受けるため、その施設を利用する者(以下「利用者」という。)から、利用の都度使用料等を徴収する。但し、特別の理由があると認められる利用者については、後納させることができる。

2 条例第4条第2項の規定に該当する利用者の使用料等の徴収については、前項の規定にかかわらず、当該法令の定めるところによる。

(使用料等の免除)

第3条 施設の長は、条例第5条の規定による使用料等の全部又は一部の免除をすることができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、使用料等減免願書(別記様式第2号)を施設の長に提出して、その承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に市町村長によつて発行されている証明書の様式については、この規則によつたものとみなす。

別 記

様式第一号

使用料等の特例適用願書

このたび寄生虫卵（血液）の集団検査を受けたいので、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和29年秋田県規則第49号）第1条但書の規定の適用をお願いします。

- 1 検査の目的
- 2 受検査の人員

昭和 年 月 日

集団の所在地及び名称

代表者の職及び名称

㊟

(〇〇保健所長)殿
 (又は秋田県衛生研究所長)

様式第二号

衛生関係施設の使用料等の免除願書

このたび、貴所の診療（検査）を受けたいが次の理由により使用料等の全額一部の免除について、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和29年秋田県規則第49号）第3条第2項の規定により、御承認を願います。

理 由

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

㊟

右の理由に相違ないことを証明します。

市町村長 氏 名

㊟

(〇〇保健所長)殿
 (又は秋田県衛生研究所長)

秋田県告示第312號

県の衛生関係の施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和29年秋田県規則第49号）第1条但書の規定に基き、使用料等の特例を適用すべき集団の範囲を次のように定める。

昭和29年7月22日

秋田県知事 池田徳治

次の各号の1に該当するものであつて、20名以上の集団

- 1 市町村内の町又は字以上の区域を単位とする住民
- 2 国立学校、公立学校、私立学校その他これに類する教育施設の職員並びに学生、生徒及び児童
- 3 社会福祉施設、きよう正施設の職員及びその收容者
- 4 官公署、会社、団体その他の事務所の職員
- 5 第2号から前号までの職員の家族

V 縣 有 財 産 等 調

種 類	名 称	数 量			取 得			見積評価額	摘 要
		面積	建坪数	員数	価 額	登記又は登録年月日	年 月 日		
建 物	研 究 所		83.75	1棟	3.500	昭和 13. 3. 31	801.054	木造日本瓦及び セメント瓦並鉛 引鉄板葺平屋建 モルタル塗り	
全	薬品倉庫		3.00	1棟	170.350	昭和 27. 8. 31	170.350		

VI 昭 和 29 年 度 豫 算 調

(29年4月～30年3月)

(節減予算は県の財政上29年9月成立したものである)

才 入		歳 出			
費 目		費 目	当初予算額	節 減 額	実行予算額
細菌検査国庫補助金	1,549,500	細菌検査諸費	5,647,400	1,111,300	4,536,100
細菌検査手数料	2,342,000	旅 費	331,500	54,600	276,900
化学試験手数料	960,000	消耗品費	2,096,100	342,500	1,753,600
		食糧費	8,000	—	8,000
		印刷製本費	136,900	7,100	129,800
		光熱水費	450,000	50,000	400,000
		借料及び損料	33,600	—	33,600
		修繕料	178,500	—	178,500
		備品費	1,189,000	318,100	870,900
		原材料費	1,223,800	339,000	884,800
		衛生試験費	1,412,900	424,000	988,900
		旅 費	359,900	50,000	309,900
		消耗品費	220,600	80,000	140,600
		印刷製本費	31,500	20,000	11,500
		修繕料	64,000	30,000	34,000
		備品費	406,900	162,000	244,900
		原材料費	330,000	82,000	248,000
合 計	4,851,500	合 計	7,060,300	1,535,300	5,525,000

Ⅶ 昭和29年度主要行事一覽

1 月

公衆衛生院補備教育受講 (3ヶ月)
佐々木技師
由利郡平沢町簡易水道水源調査
松淵 雇
湯沢、横手、大曲、角館各保健所
細菌試験指導 藤沢技師

松淵 雇
鷹巣保健所營業用水質検査
斎藤技師
聖園サナトリウム齋藤細菌試験係員実習の
ため来所 (1ヶ月)
大曲、横手、湯沢各保健所結核菌培養
試験指導 坂本技師
八郎瀧湖畔ボツリヌス菌検索
藤沢技師、小松技師

2 月

本荘、矢島各保健所細菌検査指導
茂木技師
由利郡平沢町簡易水道水源調査
茂木技師
花輪、大館各保健所細菌検査指導
藤沢技師
地方衛生研究所長会議
斎藤所長、藤沢技師

南秋田郡内川村温泉分析現場試験
斎藤技師、松淵 雇
鹿角郡大湯町温泉分析現場試験
斎藤技師、松淵 雇
疫痢実態調査協議会出席
斎藤所長、藤沢技師、渡辺主事

6 月

3 月

花輪、大館各保健所化学試験器材調査
斎藤技師
湯沢、横手、大曲、角館各保健所
細菌試験月報調査 栗林 雇
結核菌耐性試験法、化学試験検査法講習会
南秋田郡瀧西村 寄生虫卵検査
茂木技師
大館保健所水質及び水雪試験
松淵 雇
十二所町弗素定量現場試験
松淵 雇
厚生省及び国立衛生研究所連絡
藤沢技師
鷹巣保健所水雪試験
松淵 雇
国立衛生試験所連絡
斎藤技師

大館保健所水質試験 松淵 雇
矢島保健所水質試験 斎藤技師、松淵 雇
地方衛生研究所長会議出席 (仙台)
斎藤所長、藤沢技師

花輪、大館保健所結核菌耐性試験指導
佐々木技師
湯沢保健所水質試験 松淵 雇
鹿角郡毛馬内町水質試験
斎藤技師、松淵 雇

角館保健所結核菌耐性試験指導
藤沢技師
初代専任所長として県立第三病院副院長児玉
栄一郎発令される。

山本郡鹿渡町水質試験 斎藤技師
山形県衛生研究所開所式出席
藤沢技師
八郎瀧湖畔ボツリヌス菌検索
藤沢技師、小松技師

4 月

大曲保健所水雪試験指導 斎藤技師
花輪保健所水質試験 斎藤技師、松淵 雇
角館保健所赤痢菌検査 茂木技師
大館保健所營業用水質検査
斎藤技師、松淵 雇
八郎瀧湖畔ボツリヌス中毒対策土壌検査
藤沢技師、和田技師

秋田市四ツ屋 伊藤昇 実習のため来所
(6ヶ月)

7 月

5 月

鹿角郡宮川村温泉現場試験

国立予防衛生研究所短期講習会受講
茂木技師
南秋田郡瀧西村水質試験
斎藤技師、松淵 雇
八郎瀧湖畔 ボツリヌス菌調査
児玉所長、藤沢技師

角館保健所管業用水質試験
松 淵 雇
八郎潟湖畔 ポツリヌス菌検索
藤沢技師、小松技師
保健所長会議（男鹿市） 児 玉 所 長

8 月

小林清吉 嘱託として発令される。
第15回職員研修会受講 小 林 嘱 託
大曲保健所結核菌耐性試験指導
佐々木技師
鹿角県宮川村、仙北郡田沢村
温泉分析現場試験 斎 藤 技 師
県准看護婦養成所生徒に対する細菌試験検査
法講習会
仙北郡田沢村温泉調査 児 玉 所 長
角館保健所保菌者検査指導
庄 司 技 師
" " 茂 木 技 師
北秋田郡七座村温泉現場試験
斎藤技師、小林嘱託
大館保健所細菌検査指導 藤 沢 技 師

9 月

北海道、東北地区衛生研究所協議会
（札幌市） 児玉所長、藤沢技師
衛生研究所全国協議会（横浜市）
児玉所長、藤沢技師
雄勝郡皆瀬村温泉分析現場試験
斎藤技師、小林嘱託
大館保健所水質試験 松 淵 雇

10 月

仙北郡白岩村温泉分析現場試験
斎藤技師、小林嘱託
聖園サナトリウム 斎藤細菌係員実習のため来
所（1ヶ月）
仙北郡田沢村、生保内村
温泉分析現場試験 斎藤技師、小林嘱託
飯塚主事衛生研究所勤務となる。
雄勝郡皆瀬村温泉分析現場試験
斎藤技師、小林嘱託

湯沢市山田 弗素現場試験 小 林 嘱 託

11 月

北海道衛生研究所神沢技師ポツリヌス菌研究
のため来所
八郎潟湖畔 ポツリヌス菌調査
児玉所長、藤沢技師
鷹巣保健所津谷嘱託実習のため来所（3週間）
大館、花輪保健所細菌試験器材調査
庄 司 技 師
鹿角郡宮川村温泉分析現場試験
斎藤技師、飯塚主事
北秋田郡大葛村、矢立村弗素現場試験
小林嘱託、松淵雇
本荘、矢島各保健所細菌試験器材調査
茂 木 技 師
湯沢、横手、大曲、角館各保健所
器材調査 坂 本 技 師
八郎潟湖畔 ポツリヌス調査
藤 沢 技 師
大館保健所水質試験 松 淵 雇
花輪、大館、鷹巣、能代各保健所化学
試験器材調査 斎 藤 技 師
北里研究所広木博士来所
腸内細菌試験検査法講習会
大曲、横手、湯沢各保健所化学試験
器材査調 斎 藤 技 師
八郎潟湖畔 ポツリヌス菌検索
藤 沢 技 師

12 月

八郎潟湖畔 ポツリヌス菌検索
佐々木技師
北里研究所連絡 藤 沢 技 師
山本響村、北秋田郡矢立村温泉分析
現場試験 斎藤技師、小林嘱託
藤山主事衛生研究所勤務となる。
鷹巣保健所水雪川水質試験 松 淵 雇